

苓北町特定地域生活排水処理事業

経営戦略～Vol.1～



令和 2年 1月
苓北町水道環境課

～ 目 次 ～

第1章 はじめに	1
1. 経営戦略の策定にあたり	
2. 経営戦略策定の趣旨	
第2章 特定地域生活排水処理事業の現状と課題	2
1. 行政人口と需要	
2. 処理区域	
3. 特定地域生活排水処理施設	
4. 放流水の水質	
5. 災害・危機管理対策	
6. 特定地域生活排水処理事業の経営	
7. サービス	
8. 人材育成	
第3章 経営戦略の計画期間	7
第4章 経営の基本方針	7
1. 汚水処理システムの早期概成	
2. 安全で安心な暮らしの実現	
3. 安定した経営基盤の確立	
4. 住民参画の推進	
第5章 投資・財政計画	9
1. 投資計画	
2. 財政計画	
第6章 効率化・経営健全化の取組み	13
1. 人材育成・組織に関する事項	
2. 加入促進への取組	
3. 広域化・共同化に関する事項	
4. 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項	
5. 情報公開に関する事項	
第7章 事後検証	14

第1章 はじめに

1. 経営戦略の策定にあたり

苓北町は、熊本県の南西部に点在する天草諸島のうち、最も大きな島である天草下島の北西端に位置しており、西は天草灘を臨み、北は千々石灘を隔て雲仙岳が眺望できる町です。昭和31年に富岡半島が雲仙天草国立公園地域に指定されております。

苓北町の汚水処理事業は、平成10年7月に供用を開始した苓北町特定地域生活排水処理事業に加え、平成11年4月及び平成14年4月に供用を開始した坂瀬川鶴地区及び木場地区農業集落排水事業並びに平成12年1月に供用を開始した特定環境保全公共下水道事業で整備をしており、苓北町全体における汚水処理全体の水洗化率が平成30年度末時点で87.9%に達しております。

一方で、人口は減少傾向にあるため、水洗化人口も付随して減少傾向にあり、特定地域生活排水処理施設の使用料収入も減少しております。

今後は、経営戦略の策定により、独立採算制を維持しながらも住民に身近な社会資本を整備し、将来にわたり必要なサービスを提供していくことが重要な役割となってまいります。

2. 経営戦略策定の趣旨

苓北町においては、毎年予算編成時に振興計画の見直しと、特定地域生活排水処理事業特別会計の財政計画を見直し、経営を行ってまいりました。

一方で、総務省より「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月26日付け）や「公営企業の経営にあたっての留意事項について」（平成26年8月29日付け）が公表され、料金収入の減少や老朽化した施設の計画的な更新等、今後は経営環境の変化における課題に適切に対応することが求められます。

また、熊本県において、平成29年3月に「くまもと生活排水処理構想2016」が策定され、本町においても、熊本県の構想と整合性のとれた中長期的な目標に取り組むことが、苓北町特定地域生活排水処理事業における経営戦略を策定するうえで必要になってきます。

そこで今回、苓北町特定地域生活排水処理事業の将来像を描くために「苓北町特定地域生活排水処理事業経営戦略 Vol.1」を新たに策定しました。

第2章 特定地域生活排水処理事業の現状と課題

1. 行政人口と需要

苓北町の人口は平成30年度末で7,223人ですが、国立社会保障・人口問題研究所による行政人口の推計では、令和7年度末には6,381人となる見込です。

平成30年度末における特定地域生活排水処理事業への加入状況は1,075人で、水洗化率は78.6%となっております（平成30年度決算統計より）。

水洗化率は毎年増加する一方で、行政人口の減少に比例した水洗化人口の減少に伴い、使用料の増加は見込めない状況です（図1・図2）。

なお、将来の水洗化人口の予測については、平成31年3月に策定した「苓北町循環型社会形成推進地域計画」との整合及び国立社会保障・人口問題研究所の本町における将来推計人口を基に、近年の水洗化人口の平均減少率を乗じて計算しています。

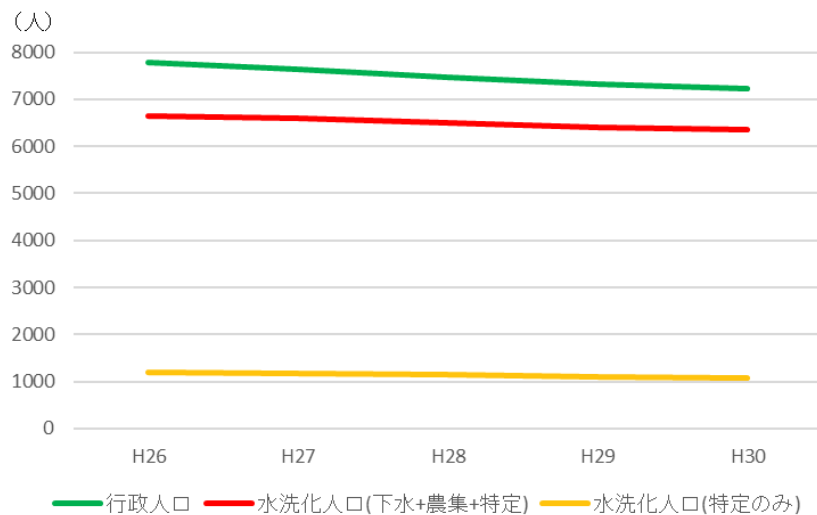


図1. 近年の行政人口及び水洗化人口の現状

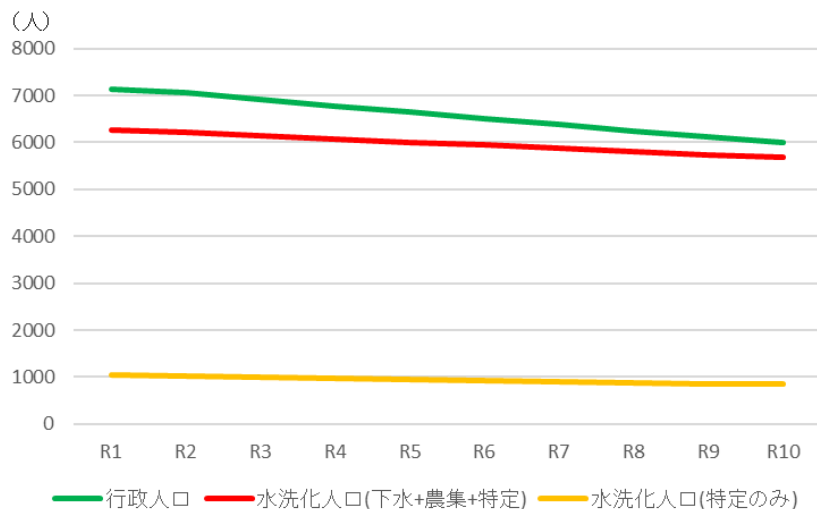


図2. 将来の行政人口及び水洗化人口の見通し

2. 処理区域

現在、苓北町の汚水処理事業として、赤色で示す特定環境保全公共下水道事業区域及び水色で示す農業集落排水処理事業区域並びにその他の区域で特定地域生活排水処理事業により処理を行っています（図3）。

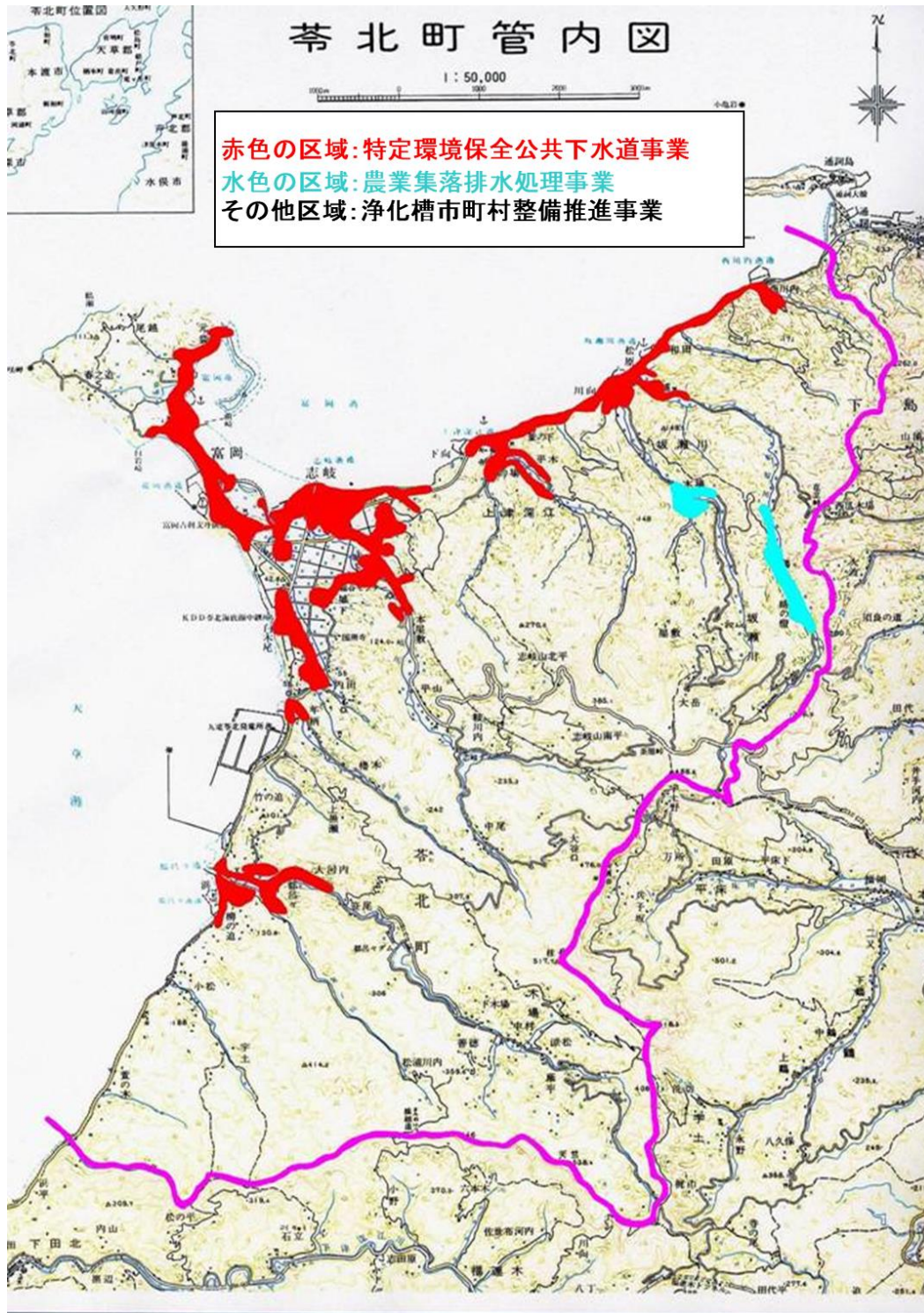


図3. 事業別の処理区域

3. 特定地域生活排水処理施設

苓北町の特定地域生活排水処理事業は、汚水処理事業の1つとして、下水道や農業集落排水事業のような集合処理が当面見込めない区域で平成10年度より事業を開始し、順次整備、運営を行ってきました。市町村設置整備事業で整備を行い、平成30年度末時点で414基の合併処理浄化槽を設置しております。また、個人で設置され、苓北町に移管された合併処理浄化槽が平成30年度末時点で38基存在しています。

維持管理については、年1回の清掃と2ヶ月に1回の保守点検を業務委託として契約し、委託料が年間約22,000千円を支出しており、経営を行う上で多きい負担となっているのが現状です。

4. 特定地域生活排水処理事業の使用料金体系

現在の苓北町特定地域生活排水処理事業における使用料に関する料金体系は、浄化槽の人槽区分により定められた定額料金となっています(図4)。また、70歳以上の高齢者世帯には、5割または3割の減免措置をとっております。現在の料金では、維持管理に係る経費を賄えておりません。

人槽区分	料金(円/月)
5人槽	3,000
6人槽	3,400
7人槽	3,800
8人槽	4,200
9人槽	4,700
10人槽	5,100
11~13人槽	7,600
14~15人槽	8,300
16~18人槽	9,200
19~20人槽	9,900
21~30人槽	13,200
31~40人槽	16,400
41~50人槽	20,000

図4. 現行の料金体系

5. 放流水の水質

合併処理浄化槽で処理された放流水は側溝や河川等へ放流され、海へたどり着きます。放流水については、合併処理浄化槽を清掃・保守点検を確実にを行い、浄化槽法第7条及び同条第11条で定められている法定検査を受検し、適切に管理を行っております。汚れを示す指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)についても、基準値である20mg/L以下の合併処理浄化槽が約8割となっております(図5)。熊本県が実施した平成28年度水質調査の報告書では、公共用水域水質調査の結果、富岡湾における「生活環境の保全に関する環境基準」で、水域類型Aに指定されています。

今後も、富岡湾の現在の水質基準が保たれるよう環境保全に努めます。

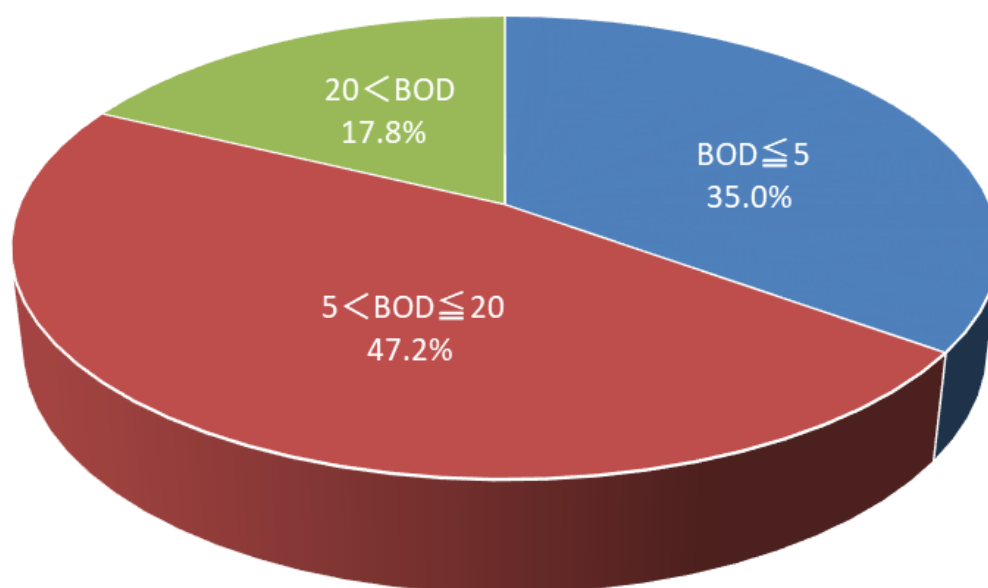


図 5. 放流水の BOD

6. 災害・危機管理対策

合併処理浄化槽は、コンパクトにもかかわらず、地震などの災害に強いという特徴があります。また、下水道や農業集落排水施設とは異なり、管路で繋ぐことがないので、管路の破損により使用できないということはありません。しかしながら、ひとたび災害が発生すると、浄化槽本体のひび割れやろ材の浮上など発生する可能性も考えられます。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や平成 28 年 4 月に発生した熊本地震においても、その被害状況が報告されています。

災害が発生した場合は、浄化槽清掃業者や保守点検業者等と連携し、被災した浄化槽の把握を行い、優先順位を決定し、修繕を行います。また、日頃から災害に対する予防及び復旧を含めた体制の確立に努めていきます。

7. 特定地域生活排水処理事業の経営

本町の特定地域生活排水処理事業は、下水道及び農業集落排水事業以外の区域において、水質保全及び公衆衛生の向上のため、平成 10 年度から事業を開始し、現在までに 414 基を整備してきました（図 6）。事業については、国県補助や起債、分担金を財源に整備を行って参りました。

今後も年に 3 基ずつ整備を行っていく予定にしておりますが、整備と同時に、設置して 20～30 年経過した合併処理浄化槽が存在しており、経年劣化等による破損や故障が発生することが考えられますので、補修等も行っていく必要があります。特に付属機器であるブローワーは、直射日光や風雨にさらされ、劣化

が激しく、故障による交換等は維持管理面で費用の増大につながります。

現在は事後保全で対応しておりますが、計画的に補修や交換を行う予防保全による対応により、維持管理費の平準化を図る必要があると考えます。

収入面において、現行の使用料は、人槽区分に応じた段階的な料金体系となっており、5人槽及び7人槽の合併処理浄化槽の使用料収入が約9割を占めています。

平成28年度に使用料金の改定を行いました。人口減少により使用料収入が見込めず、さらに、70歳以上世帯への使用料の減免措置を行っていることから、使用料収益の増収が期待できないため、今後事業を継続していくための財源確保については、かなり厳しい状況にあるといえます。

このような状況を踏まえ、事業の将来像や運営方針を明確化し、より適切に施策を推進するとともに、効果的・効率的な事業の運営を図る必要があります。

(単位：年・基)

施工年度	経過年数	人槽区分						合計
		5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽	14人槽	
平成元年度	30	-	-	-	1	-	-	1
平成2年度	29	-	-	-	-	-	-	0
平成3年度	28	-	-	3	-	-	-	3
平成4年度	27	-	-	1	-	-	-	1
平成5年度	26	-	-	1	-	1	-	2
平成6年度	25	-	-	1	-	-	-	1
平成7年度	24	-	1	1	2	1	-	5
平成8年度	23	2	-	2	2	1	-	7
平成9年度	22	1	-	4	5	2	-	12
平成10年度	21	11	6	9	5	1	-	32
平成11年度	20	19	7	3	6	2	-	37
平成12年度	19	11	1	16	-	-	-	28
平成13年度	18	16	1	8	-	-	-	25
平成14年度	17	16	-	19	-	-	-	35
平成15年度	16	22	-	33	-	-	-	55
平成16年度	15	25	-	35	-	2	-	62
平成17年度	14	19	-	14	-	2	1	36
平成18年度	13	15	-	13	-	-	1	29
平成19年度	12	12	-	13	-	-	-	25
平成20年度	11	4	-	4	-	1	1	10
平成21年度	10	7	-	3	-	2	-	12
平成22年度	9	4	-	2	-	-	-	6
平成23年度	8	5	-	1	-	-	-	6
平成24年度	7	2	-	-	-	-	-	2
平成25年度	6	3	-	1	-	-	-	4
平成26年度	5	3	-	-	-	-	-	3
平成27年度	4	2	-	-	-	1	-	3
平成28年度	3	2	-	1	-	-	-	3
平成29年度	2	1	-	2	-	-	-	3
平成30年度	1	3	-	1	-	-	-	4
合計		205	16	191	21	16	3	452

※移管分も含む

図6. 人槽ごとの経過年数

7. サービス

使用料に係る窓口対応、徴収などの業務は簡易水道事業と一緒に従っており、今後、インターネットの普及に伴うサービスのあり方などの検討も必要な時期が来ることが予想されます。情報公開については、町広報紙やホームページなどを通じて積極的に情報を公開する取り組みを進めていきます。

また、合併処理浄化槽の清掃及び保守点検は各種法令等に沿って行い、利用者にとって快適な生活を送ってもらえるよう管理を徹底しております。

今後もさらに利用者のニーズを的確にとらえ、費用対効果を考慮しながらサービスのあり方を検討していく必要があります。

8. 人材育成

本町においては、技術職員の採用がなく、専門職の人員確保が困難な状況にあります。また、特定地域生活排水処理事業に携わる職員は1名で、他の業務と兼務しているため、効率的に業務に取り組む必要があります。異動もありますので、浄化槽法や浄化槽の構造、設置工事など、熟知した職員が異動する際に、職員間での技術やノウハウの伝承を確実にし、さらに、研修を受講するなどして職員の技術力を確保していく必要があります。

第3章 経営戦略の計画期間

今回策定する経営戦略の計画期間は、平成31年度から令和10年度までの10年間を計画します。なお、今後の経営状況等の変化に対応するため、3～5年毎に計画の見直しを行い、その時の取巻く情勢に対応するようフォローアップしていきます。

第4章 経営の基本方針

苓北町特定地域生活排水処理事業は、平成10年度の事業着手から供用開始後の運営へと事業を継続して行ってきました。そこには公衆衛生の改善をはじめ、水環境の保全や住民の汚水処理ニーズへの対応などいくつもの目標が存在しました。

今後は、苓北町特定地域生活排水処理事業の持続可能なインフラ運営をめざすと共に、「くまもと生活排水処理構想2016」と整合性のとれた経営方針を定め、将来を見据えた計画を策定します（図7）。



図7. 苓北町特定地域生活排水処理事業の経営方針

1. 汚水処理システムの早期概成

～衛生的で快適な生活環境の創出と良好な水環境の保全～

苓北町の特定地域生活排水処理事業は平成10年度に事業を開始し、下水道及び農業集落排水区域以外の区域で合併処理浄化槽を逐次整備し、水洗化率の向上及び水環境の保全に努めてきました。市町村設置整備事業で整備を行っておりますので、浄化槽法に規定されている法定検査も毎年必ず受検し、利用者の快適な生活を支えています。

しかし、未だ汲み取り便槽や単独処理浄化槽の世帯が多数混在しています。水環境のより一層の保全に向け、合併処理浄化槽への転換を促進するために、転換案内文書の送付、戸別訪問等を行っていきます。

2. 安全で安心な暮らしの実現

～施設機能の適正な管理と災害に負けない管理・業務継続計画～

近年は、熊本地震をはじめ豪雨災害など自然が猛威を振るい、ライフラインに甚大な被害を与えています。大雨により地盤が緩み、浄化槽が自重により沈下し、流入管等が外れ、浄化槽で処理がされないまま汚水が地中にしみこむことが考えられます。

また、合併処理浄化槽は地中に埋設されているため、底等がどのような状態にあるのか把握しづらいので、ひび等により破損した場合、処理水や汚水が地面に漏れ出すなどのおそれがあります。

その様な事態が生じにくくするために、日頃の清掃や保守点検の際に異常の有無を確認し、故障前や比較的軽微なうちに補修を行って、コスト面だけでなく、継続的に施設を利用できるよう適正な維持に努めます。

さらに、災害が発生したときに早期に対処できる管理体制を確立するため、事業継続計画（BCP）を策定し、日頃から訓練を実施し、危機管理体制を確立します。

3. 安定した経営基盤の確立

～人口減少・少子高齢化社会を見据えた持続可能な経営体制～

事業管理計画（事業の10年程度の実施計画とそのための財源、収支計画をまとめた持続的な事業管理の実現を目指す計画）を策定し、PDCAサイクルによる継続的な改良・向上を進めていきます。また、適切な運営管理の実現に向け、企業会計移行等により経営状態の「見える化」を行い、事業の継続に必要なかつ適切な使用料の改定や費用の削減等により、安定的かつ効率的な経営管理を目指します。

事業の経営を持続させるためには、職員一人ひとりの知識や技術力が不可欠です。職員の資質向上を図るための講習会や研修等を受講できる体制づくりを行い、そこから得た技術や知識を組織として共有し、継承していく環境整備を行います。

また、人口減少による人口密度の低下が予想されており、下水道事業のコストダウンを図るためにも、整備区域の見直しを行い、下水道区域内で未整備世帯の多い区域については、特定地域生活排水処理事業区域へ転換することを検討します。

4. 住民参画の推進

～「見える化」による住民理解の促進～

広報紙、ホームページ等を通して、合併処理浄化槽の仕組みや環境への貢献など積極的なPR活動を行います。また、作成した経営戦略の内容を提供することにより、苓北町特定地域生活排水処理事業の情報を住民と共有し、情報の見える化を図り、住民理解の促進に努めます。

住民ニーズを把握するため、町ホームページでの意見募集やアンケートを実施することで、どのような要望があるかを把握し、よりよい特定地域生活排水処理事業の運営を目指します。

第5章 投資・財政計画

苓北町における特定地域生活排水処理事業の今後の経営方針を実行するために、経営戦略計画期間中の投資・財政計画を策定しました（図8）。

1. 投資計画

水環境の保全と住民の快適な生活環境の維持のためには、施設の整備は大変重要です。そのため、本経営戦略期間における投資計画を策定し、計画的に施設の整備や更新を実施していきます。

苓北町における平成30年度末の汚水処理全体の水洗化率は87.9%となっておりますが、未だに水洗化されていない世帯が存在しています。水洗化率の向上と水環境の保全のため、合併処理浄化槽を3基ずつ設置することを計画して

います。

また、合併処理浄化槽を長期間使用しますと、経年劣化等が発生する可能性があります。そのため、劣化等が比較的軽微なうちに補修等を行い、より長く、より快適に使用できるように維持管理を行います。

2. 財政計画

財政計画の算定にあたっては、これまでの実績と今後の改修・修繕計画等に基づき試算しました。

収益的収支のうち、収益的収入である営業収益のA、料金収入については、前年度の有収水量に近年の有収水量の平均減少率を乗じて計算しています。平成28年度に使用料の改定を行いました。高年齢世帯への減免措置と今後の人口減少による減収は避けられないものと想定しています。より一層水洗化の促進に努めることで減少率を抑え、更なる料金改定も検討します。収益的支出のうち、営業費用であるA、職員給与費は、平成31年度現在と同等の等級職員で配置されることを見込み、同額程度で推移するよう計画しています。イ、その他では、法律に定められている年1回の清掃及び年6回の保守点検に係る委託料並びに法定検査手数料ですので、必要経費として毎年25,000千円を予定しています。また、修繕に係る経費は可能な限り抑えられるように、不要な修繕等の未然防止を図っていきます。

資本的収支については、建設改良費において、合併処理浄化槽の設置工事を毎年3基のペースで計画しています。財源については、循環型社会形成推進交付金(1,000千円/年)及び起債並びに分担金を予定しています。平成30年度までは起債額2,100千円の借入を行って参りましたが、平成31年3月に「苓北町循環型社会形成推進地域計画」を策定したことにより、国庫補助を受けられるようになったことから、起債を1,600千円に減額することができ、将来への負担軽減を図りました。

なお、一般会計繰入金については、独立採算が公営企業の原則ではありますが、法律で定められている清掃及び保守点検並びに法定検査は必要経費でございます。使用料の改定も検討しておりますが、利用者負担が増すばかりでなく、改定しても使用料のみではどうしても賄えないものと考えております。したがって、起債の償還と併せて維持管理に係る経費についても一般会計繰入金の充当を行います。

(単位:千円, %)

区 分		年 度			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (見込)									
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	42,488	42,213	44,664	43,714	43,714	43,664	43,614	43,564	43,514	43,464	43,414	43,364
	(1) 営 業 収 益 (B)	17,556	17,587	17,569	17,551	17,551	17,501	17,451	17,401	17,351	17,301	17,251	17,201
	ア 料 金 収 入	17,555	17,586	17,568	17,550	17,550	17,500	17,450	17,400	17,350	17,300	17,250	17,200
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益	24,932	24,626	27,095	26,163	26,163	26,163	26,163	26,163	26,163	26,163	26,163	26,163
	ア 他 会 計 繰 入 金	24,493	24,463	26,987	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
	イ そ の 他	439	163	108	163	163	163	163	163	163	163	163	163
	2 総 費 用 (D)	33,839	34,752	34,885	34,583	34,420	34,204	34,034	33,810	33,634	33,454	33,221	33,034
	(1) 営 業 費 用	30,705	31,763	32,044	31,900	31,900	31,850	31,850	31,800	31,800	31,800	31,750	31,750
	ア 職 員 給 与 費	4,803	5,484	5,484	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
	イ そ の 他	25,902	26,279	26,560	26,500	26,500	26,450	26,450	26,400	26,400	26,400	26,350	26,350
	(2) 営 業 外 費 用	3,134	2,989	2,841	2,683	2,520	2,354	2,184	2,010	1,834	1,654	1,471	1,284
	ア 支 払 利 息	3,134	2,989	2,841	2,683	2,520	2,354	2,184	2,010	1,834	1,654	1,471	1,284
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	8,649	7,461	9,779	9,131	9,294	9,460	9,580	9,754	9,880	10,010	10,193	10,330	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	2,987	2,987	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	(1) 地 方 債	2,100	2,100	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	313											
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	418	279	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	(6) 工 事 負 担 金	156	608	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	11,160	11,258	11,568	11,934	12,269	12,528	12,698	12,872	13,048	13,228	13,411	13,598
	(1) 建 設 改 良 費	2,987	2,933	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	8,173	8,325	8,568	8,934	9,269	9,528	9,698	9,872	10,048	10,228	10,411	10,598
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 8,173	△ 8,271	△ 8,568	△ 8,934	△ 9,269	△ 9,528	△ 9,698	△ 9,872	△ 10,048	△ 10,228	△ 10,411	△ 10,598	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	476	△ 810	1,211	197	25	△ 68	△ 118	△ 118	△ 168	△ 218	△ 218	△ 268	

積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	1,149	1,625	815	2,026	2,223	2,248	2,180	2,062	1,944	1,776	1,558	1,340	
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,625	815	2,026	2,223	2,248	2,180	2,062	1,944	1,776	1,558	1,340	1,072	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実質収支黒字 (P)	1,625	815	2,026	2,223	2,248	2,180	2,062	1,944	1,776	1,558	1,340	1,072	
(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	101	98	103	100	100	100	100	100	100	100	100	99	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	17,556	17,587	17,569	17,551	17,551	17,501	17,451	17,401	17,351	17,301	17,251	17,201	
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地方債残高 (X)	166,525	160,300	153,332	145,998	138,329	130,401	122,303	114,031	105,583	96,955	88,144	79,146	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		本年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)										
収益的収支分	24,493	24,463	26,987	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
うち基準内繰入金	11,379	11,511	11,769	11,977	12,149	12,242	12,242	12,242	12,242	12,242	12,242	12,242
うち基準外繰入金	13,114	12,952	15,218	14,023	13,851	13,758	13,758	13,758	13,758	13,758	13,758	13,758
資本的収支分	313											
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	313											
合 計	24,806	24,463	26,987	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000

図8. 投資・財政計画

第6章 効率化・経営健全化の取組み

1. 人材育成・組織に関する事項

これまで組織改編や技術職員の不在の中、苓北町特定地域生活排水処理事業を職員1名で運営してきました。人口減少による使用料収入の減少は、事業を継続するうえで直面する大きな課題といえます。利用者からの施設使用料で事業が運営されていることを、職員一人ひとりが認識し、自ら能力の向上に励まなければなりません。そのため、これまで以上に各種研修に積極的に参加していくことで更なる職員の育成、資質の向上に努めます。

また、今後は公営企業会計の適用が予定されています。その準備をするうえで、職員が公営企業会計への知識と理解を深めるために、企業会計に関する研修へ積極的に参加し、円滑な公営企業会計の導入を目指します。

2. 加入促進への取組

水洗化が進まない背景に、子や孫がなどの後継者がいないことや遠方に住家を構えており、帰ってくる予定がないことなどさまざまな理由があります。

平成29年度に合併処理浄化槽への転換の案内文書を送付した際、問合せや実際に転換を行ったケースがあります。

また、令和元年6月に浄化槽法が改正され、都道府県知事は特定既存単独処理浄化槽（そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずる恐れのある状態にあると認められるもの）については、必要な措置をとるよう指導等ができるようになりました。

今後も未接続世帯への戸別訪問等を行い、単独処理浄化槽からの転換促進を図ります。

3. 広域化・共同化に関する事項

合併処理浄化槽の清掃で生じた浄化槽汚泥は、富岡浄化センター内にある前処理施設へ運び込まれ、処理されています。

今後も当施設での処理を予定しております。

4. 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

合併処理浄化槽の清掃や保守点検に係る管理業務等については、供用開始当初から民間企業に委託していますが、管理業務の中で発見される機器不良や故障などの対応は、全て町職員が状況を確認した上で修理等を行っております。

また、合併処理浄化槽の設置工事については、設置の申請があるごとに随意契約により発注を行っております。

今後は他自治体の事例等も参考にしながら、これらの修繕や設置工事等も含めたPFI事業の導入など、より包括的な委託の検討も行っていきます。

5. 情報公開に関する事項

特定地域生活排水処理事業は転換や利用にあたってのマナーを始め、市民の理解と協力が不可欠な事業です。そのため市民に対し、町の広報紙、ホームページなどにより、伝えたい重要な情報について、わかりやすく伝えていくように努めます。

また、情報を発信するだけでなく、双方向的な広報活動を実施し、住民ニーズに充分応えることが出来るよう情報公開に努めます。

6. 使用料金に関する事項

これまで、現在の使用料収入で特定地域生活排水処理事業をより効率的で健全な経営を行って参りました。

しかしながら、人口減少に伴う使用料収入の減少に伴い、経費を賄えなくなることが想定されます。経費削減を最優先として維持管理に取り組んでおりますが、今後も重要なインフラでもある合併処理浄化槽を適切に管理していくためには、適切な料金であるかを見極め、料金の改定を検討します。

第7章 事後検証

経営戦略の期間は10年を計画していますが、毎年度進捗状況を把握管理し、3～5年毎に見直しを行います。

見直しにあたっては、投資・財政計画と実績との乖離の有無と原因を分析して修正し、次期経営戦略の策定に反映させる「PDCAサイクル」を導入し、これを繰り返すことで計画達成に向けた経営健全化・効率化の推進に努めます(図9)。

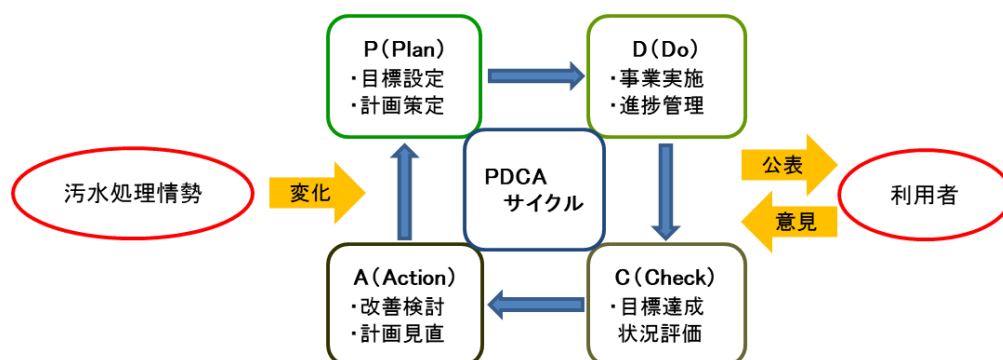


図9. PDCA サイクル

荅北町特定地域生活排水処理事業
荅北町水道環境課
0969-35-1111(内線140)
suidou@town.reihoku.lg.jp
